

令和5年度第6回
神奈川県保健医療計画推進会議

令和6年2月21日（水）
神奈川県総合医療会館2階会議室
ウェブとの併用（ハイブリッド形式）

開 会

(事務局)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第6回神奈川県保健医療計画推進会議を開催いたします。私は、議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます神奈川県医療課の柏原と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、会議の開催方法等について確認させていただきます。本日は、ウェブでの会議とさせていただいておりますが、一部の委員の方は事務局会場から参加するハイブリッド形式での会議とさせていただいております。ウェブ会議進行の注意事項につきましては、事前に会議資料とともに送付いたしました「ウェブ会議の運営のためのお願い」と題した資料をご確認ください。

本日の出席者は、事前にお送りした名簿のとおりでございますが、事前に、大野委員、矢野委員、植地委員のお三方からは欠席のご連絡を頂いております。また、岡野委員、原田委員からも欠席のご連絡を頂いておりますが、それぞれ代理といたしまして野口様と大庭様にご出席いただいております。

次に、会議の公開についてです。会議は原則として公開とさせていただいておりますが、事前に開催予定を周知いたしましたところ、ウェブでの傍聴の方が3名いらっしゃいます。なお、後ほど会長からお諮りいただきますが、本日は非公開を予定している議題もございますので、傍聴者の入室は非公開を予定している議題の終了後とさせていただきます。加えて、審議速報及び会議記録につきましてはこれまで同様、発言者の氏名を記載した上で公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の資料でございますが、非公開を予定している議題のものを除いて事前にメールでお送りさせていただいております。委員の皆様、お手元に届いておりますでしょうか。本日お手元に届いていない委員の方がいらっしゃるようでしたら、大変申し訳ございませんが、本日は資料を画面共有させていただきますので、そちらをご確認いただければと存じます。後日改めて資料を送付させていただきます。

それでは、以後の議事の進行は鈴木会長にお願いいたします。

(鈴木会長)

鈴木でございます。お忙しいところをお集まりいただきまして、また、ウェブにご参加いただきましてありがとうございます。円滑な議事の進行に尽力していきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、議事の内容の公開・非公開についてお諮りしたいと思います。今回は、議題(1)令和5年度病床整備事前協議については、公開すると個別の医療機関に不利益を及ぼすおそれがある情報を扱うため非公開とし、その他は公開とするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(鈴木会長)

ご賛同いただきましたということで、そのような取扱いをさせていただきます。もしましたら、大変申し訳ありませんが、協議の対象の病院に直接関係されていらっしゃる窪倉委員におかれましては、一時的に退出していただいてもよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。事務局のほうでZoomの操作を行いますので、しばらくお待ちいただければと思います。

(窪倉委員退室)

議 事

- (1) 令和5年度病床整備事前協議について(資料1) 【非公開】

(窪倉委員入室)

(傍聴者入室)

- (2) 第8次神奈川県保健医療計画(案)の概要について(資料2)

(鈴木会長)

それでは、議題(2)第8次神奈川県保健医療計画(案)の概要について、事務局からの説明を求めます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。第8次神奈川県保健医療計画についての説明となります。今後、議会があつて、そして3月末ぐらいには公表という形になるようです。何かご質問とかご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これも議事になりますので、この計画案でよろしいという方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

(鈴木会長)

総員となります。ありがとうございます。それでは、その線に従って進めていただければと思います。

- (3) 第8次神奈川県保健医療計画における基準病床数(案)について(資料3)

(鈴木会長)

続きまして、(3) 第8次神奈川県保健医療計画における基準病床数(案)についての説明を求めます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。そうすると、スライド10をもう一度共有していただいていた方がいいですか。まず、左から4列目のところ、第8次基準病床数。横浜を例に取ると、パターン2を取りました。そして、今2万5209。こういう数字が基準病床数として各地域の協議の上、上がってきましたということで、川崎北部、川崎南部、相模原、横須賀・三浦、そして11スライド目の湘南東部、西部、県央とか県西はパターン4ということです。まず、この基準病床数、各地域で協議されて上がってきた数字ですけれども、何かご意見はございますでしょうか。須藤委員、よろしくお願いいたします。

(須藤委員)

ありがとうございます。公募委員の須藤と申します。審議に入られる前に1点確認していただきたいことがございます。それは、次年度から新設されます地域包括医療病棟の医療機能上での位置づけについてです。高齢者の救急患者受入れの病棟という創設目的から考えますと、少なくとも回復期、慢性期ではないように思われます。となると、7対1や10対1の急性期病棟からの転換は可能ですが、例えば回復期である地域包括ケア病棟からの転換や新設に関しては、過剰な病床機能への転換・新設となり、不可となります。このような解釈でよろしいのでしょうか。それとも回復期病床として考えるのでしょうか。その解釈について教えていただきたく存じます。私からは以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。答えられますか。

(事務局)

医療課長の市川です。須藤委員、ご意見ありがとうございます。国からまだ細かい指示ですとか通達がないので、その点については引き続きの検討になると思います。地域医療構想調整会議等で、あるいは地域のワーキングだとかで意見交換をしながら、どういう形で整理するのがいいのかということは、状況を見ながら議論していくことになると思っています。ただ、あくまで私見にはなりますけれども、基本的に回復期や慢性期が不足しているという状況から、もしそこが急性期という整理をするのであれば、今、須藤委員が言ったような考え方もあるのではないかと思います。このあたりについて最終的にどういう整理にするのかというのは、やはり国の通知だとかも確認しながら検討していくのではないかと考えております。以上です。

(須藤委員)

ありがとうございました。

(鈴木会長)

ありがとうございます。小松委員、何かありますか。いいですか。ほかに何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではまず、1番の基準病床数について、各地域の意見がありました。その中での協議ということで、基準病床数、先ほどの数ですね。これで設定するというところでよろしい方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

(鈴木会長)

総員となります。ありがとうございます。

引き続きまして、もう一つ、10と11スライドを出していただいて、横浜は整備目標病床数というものを設けました。それから、湘南東部も整備目標病床数というものを設けています。各地域での意見の結果ということになりますが、これに関してはいかがでしょうか。このような形で整備目標病床数を設定しようかということになりますが、ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、横浜と湘南東部で整備目標病床数を設定するという、その他の地域は設定しないということで議論が出てきていますが、それでよろしい方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

(鈴木会長)

ありがとうございます。総員となります。

それでは、さらなる運用上の工夫につきまして、介護医療院への転換分の取扱いや公募期間の見直し、分割して病床の配分等、次年度の病床事前協議の際に行うということで、これに関して何かご意見のある方はいらっしゃいますか。窪倉委員、よろしく願いいたします。

(窪倉委員)

補足的な意見を求められていると思うので、そうした観点から意見したいと思います。私は1番目の議題には参加していないので、全体把握が不十分かもしれないのですが、これまでの事前協議で、ここ1～2年の間、配分した病床に対して十分な目標達成ができていない地域もあったかと思います。ですので、今後、今日決められた基準病床とか整備目標数を基にして事前協議に臨んだとしても、場合によっては目標が達成できないという状況も将来的に生まれるかもしれないと思います。といいますのも、いろいろな業界で働き手の問題とかが非常に深刻化しており、ものすごい業界内での人の取り合いということも起こっていますので、そうしたことも考えておかなければいけないのではないかと思います。

そうすると、少ない病床配分で、これから増加されると見込まれる医療ニーズをどう吸収するか、あるいはどう対応するかというような課題も話し合っていかなければいけない状況が生まれるのではないかと思います。例えばそうした状況が各地域であるとすれば、今ある病床の稼働率をどう上げていくかという観点での地域ぐるみの話し合いも必要になってくるのではないかと思います。

もう一つは、これから新たな地域医療構想を策定するという作業も進んでいくことと思いますが、そうした中では、病床の整備だけではなくて、高齢者の施設、あるいは在宅医療や介護等との連携といいますか、病床整備事業との整合性ということも一つ大きな課題ではないかと思うわけです。ですので、さらなる運用上の工夫とってよいかどうかは分からないですが、こうした問題と関連する検討課題、あるいは地域の協議の場での課題ではないかと思いますので、若干問題提起をしておきたいと思います。

(鈴木会長)

ありがとうございます。答えますか。

(事務局)

医療課長の市川です。窪倉委員、ありがとうございます。我々もさらなる運用上の工夫という中で、医療資源を最大限活用した地域での協議だとかについては想定しております。こういったことを意識してご発言いただいたものだと思います。また、在宅医療との関わりの中で、介護施設だとかそういったところとの連携をどのように深めていくのかということも、今までなかなか議論が進まなかったところであるので、新年度に向けてはそういったことを少しでも検討していければと思っております。ご意見を参考にしながら進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

(鈴木会長)

ありがとうございました。病床だけで考えていくのではなくて、それ以外のことも含めて考えていかなければいけないということだろうと思います。小松委員、何かいいですか。

(小松委員)

今、鈴木委員がおっしゃった、病床だけで考えていくのは無理だということが1点と、実際にそのようにしようとすると、どれだけ医療従事者が必要だという人数の議論もやはりきちんとしていかなければいけないと思っています。医療従事者だけが増えていくというのはちょっと期待できないので、その点も含めてやっていかないと、病床は増えていないのに人の取り合いはどんどん悪くなっていくというのが恐らく今の現状だと思っています。以上です。

(鈴木会長)

ありがとうございます。ほかに何かご意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは、今出たようないろいろな意見を踏まえて作業を進めていただくということでよろしく願いいたします。

(4) 地域医療介護総合確保基金（医療分）令和6年度神奈川県計画策定について
（資料4）

（鈴木会長）

続きまして、地域医療介護総合確保基金（医療分）令和6年度神奈川県計画策定について、事務局の説明をお願いします。

（事務局）

（説明省略）

（鈴木会長）

ありがとうございます。大体60億円ぐらいの要望をしていくということになりますが、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。窪倉委員、よろしく願いいたします。

（窪倉委員）

区分1の領域でちょっと分からない点を質問します。スライド8と9を見ますと、スライド8では病棟等開設準備経費支援事業というのがちょっと新しそうな印象があります。それからスライド9になりますと、右側に病棟等転換準備経費支援事業とありまして、上では開設準備、下では転換準備と、ちょっと区別されているように思いますが、これは違うものと理解してよろしいですか。

（事務局）

事務局からお答えさせていただきます。大変失礼いたしました。記載の若干の誤りでございまして、今挙げていただいた2事業につきましては同一の事業でございます。大変失礼いたしました。

（窪倉委員）

どっちが本当ですか。転換ですか、開設ですか。

（事務局）

開設準備経費でございます。失礼いたしました。

（窪倉委員）

なるほど。そうすると、これは新しく配分したような病床に対して手厚く応援するという趣旨でよろしいですか。

（事務局）

続けて事務局からお答えさせていただきます。こちらの事業では、新たに開設する医療機関、また、転換する医療機関、どちらも対象とさせていただいている事業でございます。

（窪倉委員）

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、地域医療介護総合確保基金（医療分）令和6年度神奈川県計画策定、これによろしい方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

(鈴木会長)

ありがとうございます。総員となります。

(5) 医療法第7条3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正について

(資料5)

(鈴木会長)

それでは(5)に行きたいと思います。医療法第7条3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。1つだけ先に確認してもいいですか。スライドの3で、これは地域包括の、この辺の届出を行っている診療所、例えばア、診療所が病床を有するものをつくるという意味でしょうか。イなんかですと、過去1年間の急変時の入院件数ですから、そういう有床診療所があって、それをまたつくるという意味でしょうか。新規でやるのだとこういうデータはないのではないかと思います、その辺はどんな感じでしょうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。これはあくまでも、例えばアの場合は、もともと有床診療所ではないところでも、在宅療養支援診療所の施設基準の届出を行って在宅療養支援診療所としてやっておられるところが、新規に病床を確保してこの診療所としてやっていかれるということになります。また、有床診療所と入っているところにつきましては、もともと病床を持っている診療所様がさらにこの要件を満たすことで、在宅医療に資する病床数を増やすといったものになっております。

(鈴木会長)

そうすると、例えば有床でやられていたところにまた19床の有床をつくる、38床になってしまうということもあり得ると。そういう要件でいいのでしょうか。

(事務局)

ご説明が不足しておりまして申し訳ありません。有床診療所の枠を超えることはできませんので、例えば9床でやっておられたところが、さらに10床までであれば希望して、こ

の7条3項の許可を要請しない診療所ということで確保して、最大19床で行うことができるといふものでございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。それでは、何かご意見はございますでしょうか。都市衛生の新比叡明委員、よろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

(新比叡委員)

都市衛生行政協議会の新比叡といいます。内容については理解できるところですが、言葉の中で、第2条の「分娩を取り扱う診療所」のところ、「地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるために必要な分娩を取り扱う診療所」という言葉ですけれども、地域において良質かつ適正な産科医療が提供されるために必要な分娩というものを定義してしまうと、地域において良質かつ適切な産科医療が提供されるためでない、必要のない分娩というものがあるのかなということで、分娩を二分化するということでしょうか、この言葉から適切な分娩とそうでない分娩に分けているような印象を受けてしまうので、言葉をもう少し検討していただいたほうがよろしいのではないかと思いました。以上でございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。地域において必要とされるというところを意図しているところではございますが、ご意見を頂戴いたしまして、その部分は、より言葉というところで検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(鈴木会長)

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、医療法第7条第3項の許可を要しない診療所に関する取扱要領の改正について、これでよろしい方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

(鈴木会長)

総員となります。ありがとうございます。

(6) 国検討会における議論及び本県における令和6年度以降の議論の方向性案について
(資料6)

(鈴木会長)

それでは続きまして、(6) 国検討会における議論及び本県における令和6年度以降の議論の方向性案についての説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

それでは続きまして、(6) 国検討会における議論及び本県における令和6年度以降の議論の方向性案についての説明をお願いいたします。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。スライドの15のところですね。令和6年度における議論の方向性案ということになります。何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。いいですね。

それでは、スライドの15が中心になりますが、令和6年度における議論の方向性案について、これでよろしい方は挙手をお願いします。

(挙手)

(鈴木会長)

総員となります。ありがとうございます。ここまでが議事ですね。

報 告

(1) 関係会議体における議論について (資料7)

(鈴木会長)

それでは、ここからは報告になります。報告(1) 関係会議体における議論について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告(1)の関係会議体における議論についての説明は以上になります。

(2) 令和5年度紹介受診重点医療機関の公表について (資料8)

(鈴木会長)

それでは、(2) 令和5年度紹介受診重点医療機関の公表についての説明をお願いしま

す。

(事務局)

(説明省略)

(鈴木会長)

ありがとうございます。何かご質問はございますでしょうか。よろしいですか。私からちょっと一言。紹介受診重点医療機関、もうちょっとアピールしないと、県民が分かっていない感じですよ。働き方改革もそうですが、それに実は絡むんだということ。それから、どうもこの基準と水準で、水準に紹介率や逆紹介率が入ってきてしまっているの、この点も分かりにくい。それから、7000円を取るところで、患者さんは多分もっと分かりにくい。別に7000円払っても、受診して、それに対して重点的な医療資源を使った外来をやれば良いということがなかなか理解できていなくてというのをよく聞きますので、ぜひその辺を見ながら、実際にやり出しているいろいろなところでサポートしていただければと思います。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、これは報告ですので、その他に進みたいと思います。

その他

(鈴木会長)

4番、その他、何かございますか。小松委員、よろしくお願いします。

(小松委員)

地域医療構想について、普及支援事業というのを県医師会でやっております。3月7日木曜日、それから3月28日木曜日と、年度内あと2回普及促進事業ということで講習会をさせていただきます。中身は、入院病床以外で地域医療構想を考えようということで、3月7日は施設での医療提供について、在支病、それから在宅支援診療所の先生方に現場の声を聞かせていただくというテーマです。また、3月28日のほうは在宅医療の実際を知ること、本会理事の磯崎先生に在宅医療のお話をさせていただく予定になっております。実は施設、施設と言いますが、施設にはいっぱいカテゴリーがございます、そこにいる職種がどれぐらいとか、規模とか、できることできないことが限られています。ただ、病院の先生方はそのところは意外と知らないんですね。ですから、こういう企画を通してお話を、少しでもお互いを知ることができると、より施設と病院、在宅と病院の連携も進んでいくのではないかと考えて企画をしておりますので、希望者にはまたご案内ができればと思っています。よろしくお願いします。

(鈴木会長)

ありがとうございます。チラシができたならまたですね。もうできています。よろしいで

しょうか。ぜひ聞いていただければと思います。

ほかは何かありますか。よろしいですか。それでは、これで全ての議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しします。よろしくお願いいたします。

閉 会

(事務局)

鈴木会長、委員の皆様、本日はお忙しい中会議にご参加いただき、また、貴重なご意見を頂きまして誠にありがとうございました。本日頂いたご意見を踏まえまして、今後の取組を進めてまいりたいと考えております。

なお、本日が今年度最後の会議となりますので、医療課長より委員の皆様へ一言ご挨拶をさせていただきます。

(事務局)

委員の皆様、今年度は6回にわたり保健医療計画推進会議にご出席いただきましてありがとうございました。今年度は第8次保健医療計画の策定ということで6年に1回の大きな作業があり、委員の皆様には多くのお力添えを頂きました。この場をお借りして感謝を申し上げます。8次計画につきましては、これから県議会においてお諮りして、3月に開催予定の医療審議会にも諮問・答申させていただきますが、ようやく計画案の整理までこぎつけることができました。計画はつくって終わりではなく、つくってからがスタートだと考えています。今後は計画の着実な推進に向けて、健康医療局一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご指導をよろしくお願いいたしますと思います。

なお、次回は7月頃に、令和6年度の第1回の会議を開催させていただく予定です。来年度は、2025年を期限として進めている地域医療構想、これをメインに協議をお願いすることを想定しております。引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

この1年間、非常に多岐にわたる事案についてご協議いただきありがとうございました。また、最後に7条3項の関係でご意見を頂きました。文言を少し修正させていただいて、座長にご相談させていただいた上で整理させていただきたいと思っています。ご意見、本当にありがとうございました。それでは、これでご挨拶とさせていただきます。

(事務局)

それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。委員の皆様、誠にありがとうございました。